

「介護の魅力発信人材バンク」実施要綱

(趣旨)

第1 広く県民に対して、介護の魅力とやりがいを発信するとともに、介護職員同士の連帯感の醸成や新入職員に対する支援等を行うことにより、県全体の介護人材の確保・定着を促進するため、「山梨県介護の魅力発信人材バンク」(以下、「バンク」という。)を設置し、その運営について、必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2 バンク登録者が行う業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護の魅力に関する出張講座への派遣
- (2) 新入職員等に対する技術的助言
- (3) その他、県の介護人材確保・定着等に関する事業への参画

(登録の要件)

第3 バンクに登録できる者は、次に掲げる者とする。

介護アンバサダー、優良職員表彰被表彰者、外国人介護福祉士等の中から、介護の魅力を広く県民に発信できる者として、介護の魅力発信プロジェクト実行委員会(以下「委員会」という。)が認めた者

(登録の方法)

第4 バンクへの登録方法は、次のとおりとする。

県は、バンク登録者名簿を作成し、毎年度、バンク登録者に更新の有無を確認する。名簿を変更する場合は、その都度、委員会に報告する。

(派遣の実施及び手順)

第5 派遣の実施及び手順は、次のとおりとする。

- 1 バンク登録者の派遣を受けようとする者(派遣希望者)は、山梨県介護の魅力発信バンク派遣依頼申込書(別紙1)を県へ提出する。
- 2 県は、バンク登録者へ打診する。
- 3 打診を受けたバンク登録者は所属施設の長と派遣の可否について検討し、その結果を県に報告する。
- 4 県は派遣希望者に対し、派遣の可否及び決定した派遣者を連絡し、派遣希望者に派遣決定通知書を送付する。
- 5 派遣後、県は派遣者へ経費を支払う。

(派遣に要する経費等)

第6 バンク登録者を派遣する際に要する経費(報償費及び旅費)については、予算の範囲の中で県が負担する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。